

事業名	社会資本整備総合交付金 離島広域活性化事業		
事業内容 (目的・概要)	一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。		
事業主体	離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県・市町、民間団体		
採択要件等	1 社会資本総合整備計画の作成 2 目標の設定 整備計画の作成に当たっては「離島広域活性化事業」が、広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域活性化に関する事業であることを踏まえ、事業が広域的な活性化に繋がることに留意しつつ、適切な目標を設定する。		
交付対象事業 及び補助率	<b>【交付対象事業】</b> ○定住促進住宅整備事業 ・定住促進住宅の整備（既存施設の改修等及び新築） ○定住誘引施設整備事業 ・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築） ○流通効率化関連施設整備事業 ・冷蔵倉庫、荷さばき施設等の整備 ○定住基盤強化事業 ・避難施設の整備等 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替  <b>【補助率】</b> 事業実施主体が行う本事業に要する経費については、費用の1/2以内を都道府県又は市町村に交付するものとする。なお、事業実施主体が民間団体の場合の交付率は1/3以内とし、かつ、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとする。ただし、流通効率化関連施設整備事業については、流通の効率化に資する施設等の整備に要する経費の1/2以内とし、定住基盤強化事業のうち土砂災害特別警戒区域内にある住宅の改修及び建替については、都道府県又は市町村が当該事業を行う場合に当たっては、住宅の土砂災害対策改修に要する費用（住宅の土砂災害対策改修に係る工事費の23%とする。）の1/2、民間団体が当該事業を行う場合に当たっては、同費用の1/2又は都道府県又は市町村が補助する額の1/2のいずれか低い額とする。なお、同事業に係る工事費は5,409,600円を限度とする。		
制度創設年度	令和5年度		
関係省庁名	国土交通省離島振興課		
最近の実績	○令和5年度 広島市（似島地域における防災機能強化事業）		
問合せ先	地域政策局中山間地域振興課		
	Tel	082-513-2636	e-mail chichusankan@pref.hiroshima.lg.jp